

令和4年度前期（5月16日以降）の授業方法について

令和4年4月26日

山口県立大学長 田中マキ子

令和4年2月25日付「令和4年度前期の授業方法について」でも予告していましたが、このたび、令和4年度前期の授業方法について 5月16日以降は原則として全面的に対面授業に切り替える こととしましたので、お知らせします。なお、大学院及び別科の授業についてはこの限りではありませんので、教員の指示に従ってください。

学生の皆様には、下記の内容をよく理解した上で切り替え後の授業に臨むよう、準備と協力をお願いします。

1. 基本的な考え方

本学ではこれまで、学生の皆様の安心と安全の確保を第一とし、その上で教育や活動の機会を最大限確保することを使命として、感染管理対策に万全を期しながら、授業運営を行ってきました。結果として、これまで学内における感染拡大を引き起こすことなく大学運営を継続できているところです。

当初は未知のウイルスとも言われた新型コロナウイルス感染症ですが、様々な試行錯誤も繰り返しながら対応を行ってきたこの2年余りの間には、国において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が策定され、全国の学校（小中学校等を含む）がこれを規範として学校運営を行っているなど、様々な感染管理対策のノウハウが蓄積されてきています。

また、大学における高等教育は、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人的な交流も重要な要素であり、十分な感染対策を講じた上で、対面授業の実施に適切に取り組むことが推奨されています。そして、国の調査では、令和3年度の後期には全国の約2/3の大学等で「全面またはほとんどが対面」で授業を実施するとされています。

本学においても、こうした考え方やウイズコロナと呼ばれるような社会の流れに準じて、感染拡大防止のため、手洗い、3つの密を避ける、マスクを着用するなどの基本的な感染対策を継続しつつ、学生の皆様の大学生生活の充実を目指した授業運営に移行します。

2. 授業方法について

(1) 基本方針

令和4年度前期の授業は、対面授業と遠隔授業を併用して開始しました。また、本学において4月下旬に予定している新型コロナウイルスワクチンの職域接種（3回目）が終了した後は、感染拡大状況を勘案した適切な時期において、原則として全面的に対面授業に切り替えることを予定しているとお伝えしており、その場合には、あらかじめ一定の期間において皆様にお知らせするとしておりました。

そこで、第3回目のワクチン接種が終了する4月末を経て、5月連休明けの1週間を経た時期、すなわち、5月16日（月）の授業から、学部教育は原則として（※）全面的に対面授業とします。

※教室のキャパシティ上感染管理対策が十分に確保できない場合、感染防止対策を講じてもお感染のリスクが特に高い教育活動を行う場合、特に来日できない留学生や基礎疾患を持つ等感染症リスクが高い学生が受講する場合等には、遠隔授業を取り入れることがあります。

(2) 授業方法の確認

原則として、全ての授業は対面授業となります。個別の授業について対面授業であることをお知らせはしません。また、対面授業はあらかじめ時間割に記載された教室で実施されます。教室変更があった場合は YPU ポータルでお知らせします。

ただし、一部の授業において遠隔授業を実施する場合は、YPU ポータルで事前にお知らせします。YPU ポータルは常にチェックするようにしてください。

3. 対面授業について

(1) 対面授業の感染管理対策

① 体調不良者の出席停止

ア. 体調不良の場合の対応

風邪の症状や発熱等が認められる場合には、無理をして通学せず、自宅で休養してください。この場合の授業の出席の取扱いは「公認欠席」とします。

【大学内で症状がみられる場合】

- ・ 授業担当教員等が、学生の風邪の症状等を認めた場合は、保健室に行くよう指導します。
- ↓
- ・ 保健室で健康観察を行い、自宅休養の必要性を判断します。必要性が認められた場合は、大学において公認欠席の取扱いを行います。（※診断書不要）

【自宅で症状が見られる場合】

- ・ 通学前に学生自らが風邪の症状等を認めた場合は、無理をせず自宅で休養し、健康サポートセンター 保健室（電話）083-929-6512 に連絡してください。（平日 8:40～17:10）
- ↓
- ・ 回復後に、教務部門で公認欠席の手続を行ってください。（※診断書等の提出が必要）

イ. 体調回復後の対応

風邪の症状等がなくなった場合は、大学に連絡をして通学の可否について相談した上で、通学するようにしてください。

次のいずれかに該当する場合に、通学が認められます。

- ・ 風邪の症状等がなくなって3日が経過
- ・ 病院で「通学してもよい」旨の診断があった

【通学の可否に関する相談先】（平日 8:40～17:10）

健康サポートセンター 保健室（電話）083-929-6512

②手洗い、不織布マスク着用

大学構内では、感染防止対策の基本である手洗いや不織布マスクの着用を含む咳エチケットを実践してください。

【具体策】

- ・こまめな手洗いを実施してください。トイレ内ハンドドライヤーは使用禁止です。
- ・建物の入口に手指消毒液を設置していますので、ご利用ください。
- ・キャンパス内では、昼食時等を除き、原則不織布マスクを着用してください。
- ・マスクを外している時は、ティッシュ、ハンカチ等で「咳エチケット」を実践してください。

③教室の換気

換気を徹底するため、教室は原則として窓を開けて使用してください。

【具体策】

- ・原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。(強風等の場合は外気側の窓等を閉めてもよいが、適宜換気する。)
- ・冷暖房を使用する場合でも、窓や出入口は閉め切らずに、常に換気ができる状態としてください。
- ・換気設備は、常に「運転」の状態にしておきます。

④着席間隔

近距離での会話や発声を防止するため、教室等での着席間隔はできるだけ離してください。

【具体策】

- ・教室内では、できる限り離れて着席してください。可動機の場合は座席同士が1m以上離れるように配置していますが、長机の場合は「一つ飛ばし」で着席してください。
- ・ゼミやグループワーク等で近距離の会話や発声がある場合は、必ずマスクを着用してください。マスクがない場合は保健室で予備のマスクをもらうようにしてください。

⑤昼食

昼食は、生協食堂又は教室内でとるようにしてください。室内の換気や着席間隔の確保等の感染防止対策に十分留意し、特にマスクを外している時の対面着席や会話は行わないようにしてください。

⑥自習等

学内で自習を行う場合は、前述の授業と同じ感染対策を自ら徹底しながら行うようにしてください。

【具体策】

- ・自習室内では着席間隔を十分に確保し、会話や発声等は控えてください。
- ・換気確保のため、原則、外気側の窓と出入口のそれぞれ1か所以上を開けたままとします。

4. 遠隔授業について

(1) 遠隔授業の受講方法

① オンライン講義型授業の受講方法

ZOOM への参加は特設サイトにあるリンクから行います。YPU ポータルの「推奨リンク」から「オンライン授業時間割」のページを表示し、受講する科目名をクリックすると ZOOM に参加することができます。

※ZOOM は設定した時間にならないと開始しませんので、授業開始時間の直前に参加してください。



ZOOM が開始します

②遠隔授業の受講場所

遠隔授業は原則として、自宅で受講してください。

前後の時限に学内での対面授業があって自宅との移動が間に合わない場合は、学内で受講することができます。また自宅に通信環境等が整備できない場合も、学内で受講することができます。

学内で受講する場合は、あらかじめ時間割に記載された教室で受講してください。その際に、遠隔に必要なノートパソコン等の機材は、必ず持参してください。

故障中などやむを得ない理由でノートパソコン等が持参できない場合は、遠隔授業受講専用の教室を準備しますので、設置された機材を使用して受講してください。(機材の数には限りがあります)

5. お問い合わせ、相談先

○授業等に関する相談 (平日 8:40～17:10)

授業に関すること、履修に関することは、教務部門に相談してください。

教育研究支援部 教務部門 (電話) 083-929-6506

○体調管理に関する相談 (平日 8:40～17:10)

風邪の症状や発熱等が認められる場合、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者に該当した場合には、必ずチューターまたは保健室に連絡してください。

健康サポートセンター 保健室 (電話) 083-929-6512

○感染リスクの不安に関する相談 (平日 8:40～17:10)

基礎疾患を持つなど感染症リスクが高く、対面授業に不安がある場合には、学内の専門家(医師、感染管理認定看護師)に相談ができます。教務部門を窓口としておつながりますので、連絡してください。

教育研究支援部 教務部門 (電話) 083-929-6506